

## 令和8年度藤沢地区郷土づくり推進会議公募委員募集要領

### 1 趣旨

この要領は、「藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱」に基づき設置される藤沢地区郷土づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の公募委員の募集に関して必要な事項を定める。

### 2 募集方法及び募集人数

公募委員の募集は、広報ふじさわその他の方法により行い、募集人数は若干名とする。

### 3 任期

公募委員の任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とし、再任を妨げない。なお、当該地区から異動が見込まれる等事情がある者については、2年に満たない期間を任期とすることができる。

### 4 応募資格

公募委員の応募資格は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 藤沢地区内に在住し、在勤し、若しくは在学し、又は同地区において市民活動等を行っている者
- (2) 藤沢市民センター等で開催する推進会議に出席又は出席と同等の手段により参加が可能な者
- (3) 本市の常勤の特別職・常勤職員及び議員でない者

### 5 郷土づくり推進会議の所掌事務

- (1) 地域の意見を踏まえ、地域の課題解決に向けた方向性を検討すること。
- (2) 前号による検討の結果に基づき、市長に対し提案を行うとともに、必要な意見若しくは要望を提出し、又は施策の提言を行うこと。
- (3) 第1号による検討の結果に基づき、地域の特性を生かした事業を企画・実施すること。
- (4) その他、市長又は推進会議が必要と認める事項。

### 6 委嘱及び報酬

公募委員は、藤沢市長から委嘱を受けるボランティア（無報酬）とする。

### 7 応募方法

- (1) 原則として、電子申請の応募フォームに必要事項を入力することにより提出する。  
ただし、電子申請による応募が難しい場合は、藤沢地区郷土づくり推進会議公募委員応募用紙（別紙様式）に必要事項を記入し、郵送又は持参により藤沢市民センターに提出する。
- (2) 応募用紙は、ホームページに掲出するほか、藤沢市民センター及び市民自治推進課で配布する。
- (3) 提出された書類は返却しない。

### 8 応募締切

令和8年度の公募委員の募集は、2026年（令和8年）2月27日（金）まで（郵送による場合は必着）とする。なお、持参による応募書類の受領は、開庁時間に限る。

### 9 庶務

公募委員の募集及び選考の庶務は、藤沢市民センターにおいて行う。

#### 10 その他

この要領は、令和7年12月1日から施行する。